

平成24年度第2回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成25年2月6日(水) 13:30~14:30

2 場 所 新居浜市役所3階応接会議室

3 出席者(委員)

被保険者代表	白石 忍、次井 孝美、岡本 美登里、
保険医又は保険薬剤師代表	山内 保生、大野 高溥、北村 好隆
公益代表	佐々木 文義、岩本 和強、永易 英寿、真鍋 マユミ
被用者保険等保険者代表	鳥越 俊幸、福田 幹大
事務局(市)	神野福祉部長、園部国保課長、石井主幹、桑内副課長、 石井副課長、藤田係長

4 欠席者 妻鳥 正子、井石 安比古

5 傍聴人 なし

6 議題

(1) 平成24年度国民健康保険(事業勘定)歳入歳出決算見込みについて

(2) 諮問事項について

(3) 平成25年度国民健康保険事業計画(案)及び国民健康保険事業当初予算編成方針及び特別会計当初予算(案)について

(4) その他

①あいクリニック訴訟の経過報告について

②ジェネリック医薬品利用差額通知について

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から平成24年度第2回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会致します。

本日は、保険医又は保険薬剤師代表の井石委員、被保険者代表の妻鳥委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告致します。

「被保険者を代表する委員」の芝孝子委員が1月9日に辞職されましたので、新たな委員の次井孝美さんに神野部長より委嘱状を交付しますので、前にお進みください。(委嘱状交付)

次井委員さん、今後ともよろしく申し上げます。

なお、本日のこの会議は、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定されておりますように「全委員の2分の1以上、かつ、各代表委員1名以上の出席」の条件を満たしており、会議は成立していることをご報告致します。

議事に先立ちまして、議事録署名人の決定を行います。被保険者を代表する岡本委員と公益を代表する永易委員にお願いいたしたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

両委員さん、よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、神野福祉部長より一言挨拶を申し上げます。

部長

(部長挨拶)

事務局

続きまして、諮問書の交付を行います。

(福祉部長 諮問書内容読み上げ、諮問書を会長に交付)

続きまして、佐々木会長にご挨拶をお願いします。

佐々木会長

(会長挨拶)

事務局

ありがとうございました。

これより、議事に入りますが、新居浜市国民健康保険条例施行規則第5条の規定によりまして、「会長が議事の進行を行うこと」となっておりますので、佐々木会長に、これからの議事の進行をお願い致します。

会長

それでは、第1号議案「平成24年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局

第1号議案、「平成24年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」ご説明致します。資料1ページをご覧ください。この決算見込は、平成25年1月末現在の推計によるものでございます。

なお、3月補正後の事業勘定につきまして、金額の大きなもの、また、額の確定したものにつきまして、あわせてご説明致します。

それでは、まず、歳出についてでございますが、総務費は、主に人件費になり

ますが、12月補正予算で1,400万2千円を減額しており、決算見込みと同額としております。

次に、歳出の中で最も大きな割合を占めております療養給付費は、被保険者の外来、入院に伴う診療や薬剤などの費用でございますが、3月補正予算後の額を見込んでおります。

療養給付費は、23年度決算と24年度決算見込額の比較では、一般被保険者平均で一人あたり4.3%の増額となっており、保険給付費全体の比較では、5.1%増額となっており、大変厳しい状況の中での決算見込みとなっております。

次に、高額療養費でございますが、これは一定の自己負担額を超えた時に被保険者に支給するもので、これも同様に前年度比で11.3%の増額となっており、3月補正予算後の額を見込んでおります。

保険給付費は、現時点での予想額を見込んでおりますが、今後のインフルエンザの流行等によっては、この見込みと大きく相違することも考えられます。

次に、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金につきましては、それぞれ額が確定し、後期高齢者支援金は、3月補正により対応しております。

共同事業拠出金につきましては、国保連合会からの通知に基づき、1レセプト80万円以上に係る高額医療費拠出金は、3月補正予算後の額から、さらに880万円の減額が見込まれており、1レセプト30万円以上に係る共同安定化拠出金につきましては、3月補正予算後の額を見込んでおります。

次に、保健事業につきましては、特定健康診査費が5,100万円、保健衛生普及費が1,500万円を見込んでおります。特定健診の受診率については、ほぼ前年度並みで推移している状況でございます。

諸支出金の一般償還金は、国庫支出金である療養給付費等負担金の還付が1億9,600万円となることから3月補正により対応しております。これにつきましては、保険給付費のところでも申し上げたように平成23年度は、保険給付費があまり上昇いたしませんでした。結果的に23年度に頂いた国庫支出金の額が医療費につきまして、もらい過ぎていたため返還する額が大きくなった影響で24年度の一般償還金が非常に大きな額になったことと過年度分の退職医療の遡及適用が多かったことによるものでございます。

続いて歳入でございますが、保険料の一般被保険者分につきましては、11月までの納期分で昨年度並みの収納率となっておりますことから、3月補正により増額補正対応しております。

国庫支出金では、療養給付費等負担金の後期高齢者支援金分で6,306万4千円の増となるものの、特定健康診査費の減少、調整交付金におきまして、1億7,768万円の減少などにより、予算額より1億2,570万円6千円の減少を見込んでおります。

次に、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費と保険料収入により決定されますが、3月補正予算後の額を見込んでおります。

県支出金のうち、県調整交付金につきましては、前年度実績給付費を基に算定されますが、平成24年度（3月診療分）より国の療養給付費の補助率の割合が34%から32%に減額され、代わりに県の特別調整交付金の割合が1%から3%に増額されたことによる増加分を8,036万2千円と見込んでおります。

次に、一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分と



保険者支援分、財政安定化支援事業繰入金で額が確定しており、3月補正により対応しております。

また、諸収入につきましては、それぞれこれまでの実績を基に見込んでおり、全体で916万7千円の増額を見込んでおります。

以上が、決算見込みの歳出・歳入の概要になりますが、先に申し上げましたように前年度に比較して療養給付費などの保険給付費が大幅に上昇しているという経緯がありました。その結果、歳入が不足する状態になることが予想されるため、当初予算では、約2億5,800万円の基金繰入金と見込んでおりましたが、さらに1億600万円を上乗せして、基金繰入金を合計で3億6,500万円という形にして、厳しい財政状況の中ですが、収支を整えることになっております。

以上で決算見込みの説明を終わらせていただきます。

会長 質疑はありませんか。

福田委員 保健事業費についてですが、当初予算では、9,261万8千円でしたが、決算見込みでは、減額しておりますが、これは計画通りにできなかったということか、あるいは受診率が低かったのかどういったところに問題があったのか。

事務局 保健事業費につきましては、特に大きなところが特定健診事業になります。特定健診事業につきましては、国の目標受診率が65%に設定されています。23年度の受診率の確定数値が25.9%となっております。そのため、予算を設定する場合も45%で設定しており、結果的に現在の時点で、ほぼ前年並みの決算見込みとなりますので、それだけ残る形になったということになります。

福田委員 予防事業は、大切なことですので、来年度もまたよろしくお願い致します。

岩本委員 先ほどの福祉部長の挨拶の中で、全国平均の徴収率についてのお話がありましたが、89.3%と言うことでした。新居浜市においては、大体どのくらいなのでしょう。

事務局 新居浜市は、23年度の収支が87.22%、22年度の収支で86.89%、0.33%の上昇となっております、これは滞納分も含んでおります。現年度だけで申し上げますと、23年度の収支が94.04%、22年度の収支で93.57%、0.47%の上昇となっております。

岩本委員 最初の全国の平均というのは、現年度分だけですか、それとも滞納分を含みますか。

事務局 現年度分だけです。

岩本委員 全国に比べたら、徴収率は、いいということですね。

事務局 はい。

会長

以上で質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討論 なし)

以上で討論を終わります。

それでは、第1号議案「平成24年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(採 択)

ありがとうございました。

挙手多数により、第1号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。

次に、第2号議案「諮問事項について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

諮問事項につきまして、ご説明申し上げます。

今回の諮問は、平成25年度の保険料率は医療分、後期高齢者支援金分、介護分いずれも平成24年度と同率に据置くものとして諮問するものでございます。

その理由につきましては、国民健康保険最大の歳出費目である保険給付費が、平成23年度決算、平成24年度決算見込でその伸び率が大きく異なっていることから、今後の収支予想が非常に予測しづらい状態にあるため、平成25年度は、ほぼ前年度並みの一般会計その他繰入金と財政調整基金の取崩しにより収支を整える一方、平成26年度以降の一般会計その他繰入については、平成24年度の決算状況を踏まえて、保険料改定及び法定外繰入基準分について、庁内協議を行いたいと考えており、平成25年度については、保険料率の上げは行わず、平成24年度の料率と同率に据置こうとするものでございます。

以上で諮問事項の説明を終わります。

会長

質疑については「議題3」と関連があるため、まとめて行いたいと思います。

次に第3号議案「平成25年度国保事業計画案及び国民健康保険事業予算編成方針、特別会計当初予算案について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

平成25年度の新居浜市国保事業計画案については、資料の2ページ以降をお目通しください。計画案といたしましては、新居浜市国民健康保険事業を適切に実施し、健全かつ安定的な財政運営を行うことを目的として総合的に取り組み、効果的かつ効率的に各事業を推進するために事業計画を定めております。

平成25年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる6つの事業に重点を置いて取り組んでまいります。(1)国民健康保険料の適正な見直し、(2)収納率向上対策事業、(3)被保険者資格の適用適正化事業、(4)医療費適正化事業、(5)保健事業、(6)広報啓発事業 以下項目毎の個別の事業計画についての方針を策定しております。

特に、この中でも大きな重点と考えておりますのは、収納率向上対策事業につきましては、新居浜市においては、滞納債権を総括し対策の検討や滞納処分による債権回収を実施する専門的な部署としての、債権管理対策室と協同して、国民健康保険料においても悪質滞納者について、差押え等の滞納処



分を実施するなど組織をあげて、収納率の向上に取り組んでまいります。

また、現課においても「国保料収納対策緊急プラン」を定め、収納対策の向上を図ってまいります。

医療費適正化事業、保健事業につきましては、今現在、残念ながら一人当たりの医療費が県下で一番高いことになっております。このことについての現状の分析と共に被保険者への重複・頻回受診者への保健師・管理栄養士による家庭訪問を実施します。また、保健事業につきましては、健康診査を行っていく中で生活習慣について予防がなされていない方や、未受診者の把握、受診勧奨、保健指導を進めていきたいと考えております。また、23年度に引き続き健康診査が終わった後の結果については、それぞれの会場でもう一度集まっただいて結果説明会という形で結果の見方、生活習慣病の予防方法の保健指導を保健師、管理栄養士がサポートアドバイスを行う活動を続けてまいりたいと考えております。

また、ジェネリック医薬品利用差額通知の実施を行い、医療費の削減効果の分析も行いたいと考えております。

平成25年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（案）について、説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、保険給付費及び介護保険に伴う介護納付金のほか、平成20年度から制度改正によりまして、開始されております後期高齢者支援金及び前期高齢者の財政調整制度である納付金、特定健康診査などの保健事業に必要な支出額を計上し、これに見合う公平で適正な保険料の負担により予算編成をするのが原則となっております。

平成25年度の予算編成につきましては、平成24年度に療養給付費や高額療養費が前年比で大幅に増加したため、保険給付費を増加し、また、後期高齢者支援金や介護納付金についても増加する状況の中で、法定外の一般財源繰り入れと財政調整基金の取崩しにより保険料を上げずに収支を整える案としております。

資料の6ページから11ページまでの予算編成方針のあらましにつきましては、すでにお目通ししていただいているものとして、説明を省略させていただきます。

まず、12ページの事業勘定表の左側の歳出についてですが、総務費、人件費等の一般管理費、国民健康保険団体連合会分担金などの総務費となっております。これらについては、ほぼ前年度並みとなっております。

保険給付費は、国保の歳出では、最大のウェイトを占めております。療養給付費につきましては、過去の実績に基づいて算定しております。一般被保険者分については、保険者負担額として80億2,350万円を見込んでおります。

退職被保険者分につきましても、保険者負担額として7億2,240万6千円を見込んでおります。

療養費につきましても、同様の算出方法により、一般被保険者の保険者負担額として、4,890万5千円を見込み、退職被保険者分としては、573万4千円を見込んでおります。

次に、高額療養費につきましても、同様に一般被保険者の保険者負担額として、10億7,800万9千円を見込み、退職被保険者分としては、1億3,774万7千円を見込んでおります。

次に、後期高齢者支援金につきましては、医療費拠出金として16億1,864万8千円を計上しております。これは、大幅な増額になっております。一人当たり負担見込み額、基準単価というものがございます。この一人あたりの基準単



価が、49,497円から52,714円へ、率にして6.5%の上昇が既に見込まれております。後期高齢者支援金につきましては、前年度よりも8,518万4千円の増額となっております。

次に、介護納付金につきましては、厚生労働省が定めた方法で算出する根拠となります一人当たり負担見込み額が、56,400円から59,800円へ、率にして6.0%の増額が既に見込まれております事から、前年度よりも4,032万7千円の増額となっております。

保健事業費については、特定健康診査等事業費6,648万7千円、保健衛生普及費1,949万円、諸費（はり・きゅう施術補助）1,900万円、緊急雇用奨励事業484万7千円を計上し、総額で1億982万4千円となっております。

公債費につきましては、平成22年度に借りました県の広域化等支援基金2億5千万円の返済が、24年度から5年間に分割して始まっており、5千万円を計上しております。

以上、平成25年度当初予算の歳出合計は、145億5,749万1千円で、平成24年度当初予算の141億1,685万3千円に対し、保険給付費の大幅な増や後期高齢者支援金、介護納付金の増もあり、4億4,063万8千円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明致します。

まず、国民健康保険料のうち、医療分の保険料につきましては、平成24年度の決算見込み保険料調定額を基に、被保険者数や所得の伸び等を見込み、保険限度額の据置を踏まえて算出し、一般被保険者の保険料調定額から予定収納率として、92.81%を乗じて得た額14億8,418万4千円を計上しております。退職被保険者分も保険料調定額1億9,358万円に予定収納率97.50%を乗じた額1億8,873万6千円を計上いたしております。滞納繰越分といたしまして、一般被保険者分5,382万4千円、退職被保険者分295万7千円を計上しております。後期高齢者支援金分及び介護分も医療分と同様に算出し、全体で前年度より1,010万4千円の増額となっております。

次に、国庫支出金ですが、国庫負担金のうち、療養給付費等負担金一般被保険者分につきましては、給付費全体の中から前期高齢者交付金と基盤安定繰入金の2分の1を控除した額の34%が負担金となっておりますが、平成24年度の制度改正により34%から32%に変更されております。そのため、老人保健拠出金分1千円を含め、13億6,962万4千円と見込み、後期支援金負担金分では、4億2,582万1千円、介護納付金負担金分としては、2億1,339万9千円を見込んでおります。国の療養給付費等負担金の引き下げ分2%につきましては、都道府県単位の保険財政共同化安定事業の拡大を円滑に進めるため、県の財政調整交付金の交付率を7%から9%へと引き上げることになっております。

県財政調整交付金につきましては、24年度より7%から9%へと交付割合が引上げられており、2%の引き上げ分につきましては、愛媛県においては、平成26年度まで従来通り普通調整交付金に流用して再配分されることとされております。そのため、2%増加分を見込んだ5億3,202万5千円を計上しております。

次に、その他一般会計繰入金につきましては、一部負担金の割合を減じる等いわゆる地方単独事業の実施により減額される国庫負担金相当分について財源措置、



また、緊急雇用勸奨事業などを含め、その他一般会計繰入金としては合計で2億4,846万3千円を計上しており、一般会計繰入金全体では、総額11億3,878万3千円を計上しております。以上、歳出分に対しての歳入は、保険料、国・県の支出金、あるいは共同事業、一般会計繰入金などを計上した結果、なお発生する歳入の不足分について、基金繰入金として、3億1,300万円を計上しております。これが、国民健康保険財政調整基金からの取り崩しとなり、ほぼ底をつくこととなっています。

24年度の決算見込み、25年度の基金繰入金によりまして、この時点で財政調整基金の額はほぼすべて取り崩す形が予想されております。以上で、平成25年度国民健康保険事業特別会計歳入・歳出予算（案）の説明を終わります。

会長 第2号議案及び第3号議案について、質疑はありませんか。

岩本委員 2ページの収納率向上対策事業で、平成22年度10件、平成23年度2件、平成24年度10件、平成25年度15件予定とありますが、これは、債権管理対策室に移管する件数ですか。

事務局 はい。そうです。

岩本委員 国保課では、厳しい事案は債権管理室にお願いするわけだが、国保課においても当然やらなくてはならないと思うのだが、現課においての目標みたいなものは、具体的に数字を設定しての収納率の向上とか、滞納繰越分等の国保課としての目標を定めてやっておられるのかということと、あと不能欠損…一般的にいうと、貸し倒れで返してもらえなかったことについて、教えてください。

事務局 収納の率につきまして、目標については、国保課で定めております。急激な上昇というのも地道な努力の結果から出てくることですので、難しいこととなりますが現年度分でいいますと、先ほどお話しした23年度は94.04%ですので、これを上回る目標というのを設定しております。

お話がありました債権管理対策室につきましては、年度末に移管についてを管理室と検討いたしまして、その件数を決定致しますが、悪質性や滞納金額などをランク付けして、順位確定して件数を出し、それに関しては、債権管理室が対応する。同様の事務については、国保課のほうでも移管したもの以外について、対応しております。銀行預金の差し押え、今は、生命保険までやっております。それについての差し押え、これは目標というようにはなかなかあげにくい部分もありますが、実績で言いますと、23年度、22年度、ほぼ200万円程度をそういった差し押えで徴収しておりますので、このあたりが一定の担当課としての目標としております。24年度も、まだ途中ですが、それぐらいの値で推移しております。

また、お話のありました不能欠損については、時効という形で調定から落とすこととなりますが22年度でいいますと6,339万円、これが23年度で5,133万円、この比較で言いますと約19.03%減少となっております。基本的には、特に悪質、所得があるとか預金があるところには、やはり公平公正の原則、社会保障という点からも毅然たる処置が必要と考えております。なお、まったく所得・資産そういったものが見込みが出てこないという場合には、不能欠損



をせざるを得ないこともあります。できるだけそのあたりは、メリハリをつけた選別をして、悪質なところに滞納の事務の重点を置いていく対応をしたいと考えております。

岩本委員

国保の場合は、時効は2年ですよね。2年で、早く言えば、2年前の国保料が50万円なら50万円を自動的に払わなくていい仕組みになっているので、その辺をしっかりともらいたい。早めに。対応が早ければ額としても小さいと思うので。国保料とか保育料も同じですけど、相手…その方の所得に応じているのである意味不当な額ではない。国保の場合高いかな、とも思いますけど…真面目に払っている方との公平性を保っていただきたいということと、それによって保険料もできるだけ上げないで頂きたいので、是非お願いします。

会長

他に質疑はありませんか。

以上で質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討論 なし)

以上で討論を終わります。

それでは、第2号議案「諮問事項について」、第3号議案「平成25年度国民健康保険事業特別会計当初予算案及び国保事業計画案について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(採 択)

ありがとうございます。

挙手多数により、第2号、第3号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。

会長

次に4号議案「その他の①あいクリニック訴訟の経過報告について」続けて「その他の②ジェネリック医薬品利用差額通知について」事務局より報告をお願いします。

事務局

すでに前回からお知らせいたしました①あいクリニックの診療報酬に関する損害賠償請求事件の訴訟についての経過報告致します。あいクリニックについては、現在のところまで口頭弁論が3回経過しております。1回目については、被告が来たところで本人の訴えの確認を致しました。2回目からは、裁判長から提出の要請があった事について被告側からの申し立てを行っている状態です。裁判につきましては、件名は若干違いますがほぼ同じ内容で西条市も訴えを起しておりますので、口頭弁論は被告対新居浜市、西条市その両者が原告という形で同時に行っております。第2回目につきましては、被告側の主な訴えとしては実質



の経営者、あいクリニックの経営者は既に逮捕された偽医者であって、自分はその者に利用され雇用されていた身分である。つまり、自分にそのような賠償を払う責任も立場でもなかったの、そういったことの利益なども得てはいない。自分も騙された被害者であるという内容の申し立てがありました。それにつきまして、第3回の口頭弁論がありまして、ここでは裁判長からの準備書面との確認を行って、その中で、被告の方からは請求の金額については争わないということの確認がありました。つまり、金額についての云々はなく、あくまで第2回の時に述べた、自分は被害にあった側である、あいクリニックを経営する立場にはなかった。故に賠償の責務は自分にはないという論点でした。これについては、今後被告が偽の医者进行を信じるに至った経過、偽医師ではなく医者として信じた経過、頼まれるままに医療機関を開設したことについて、保険医としての過失がなかったのかといった点を争点にするという裁判長からの表明がありました。実は、明日、第4回目が西条支部の方で開催されますので、その場でそれぞれの主張を再度、論点整理を裁判所で行うことになると思います。判決については、まだ、予想はついておりません。口頭弁論が続くのかもしれませんし、今現在、お互いの論点が出揃って、それを主張するという場面になっている状況です。

②ジェネリックの利用差額通知につきまして、24年7月に第1回目の利用差額通知がありました。この時には、新居浜市は参加しておりませんでした。県内の大きな市では、西条市、松山市、後期高齢者医療で実施されました。新居浜市については、1月に発送いたしました。内容については、ジェネリック医薬品に切り替えることによって、その影響額が100円以上ある被保険者の外来分に絞りまして、病名としても癌であるとか精神的な疾患などは除外した結果、件数としては、1,423通を発送いたしました。これについては、年明けすぐに発送致しましたので、それを受けた被保険者の方が医師あるいは薬局に相談するのが1月の段階かなとすれば、レセプト請求が2か月後にありますので3月に請求が来てそれを分析すればある程度、影響が明らかになるかなと考えております。すでに実施いたしました、松山市や西条市から頂いた情報によりますと、一人当たりの効果額というのが、だいたい一人当たり1,200円から1,400円程度、通知をした方に対して約20%から30%の幅でジェネリック医薬品に切り替えたという実績が出ております。また、内容についての問い合わせは、フリーダイヤルを使って委託業者が対応しております。内容については、薬のことについて、細かい内容などありますが、概ね特に内容について、大きな混乱はなく、この薬の場合どうなるのか、私に可能性がどのくらいあるのか、どのように相談したらよいのか、といった内容のご質問が多かったようです。また、薬については、概ね慢性疾患、生活習慣病、高血圧、高脂血症、痛風といった関係の薬が多かったと聞いております。新居浜市につきましても、すでに行った内容で3月にはこういったことがまとまると思いますので、次回の折に分析結果をご説明できるのではないかと考えております。

会長

これについてなにか質問等がありますか。

岩本委員

1,423通送られたとのことですが、このうちの1通は、私になんですけども、見て分かりやすかったです。実際、西条・松山の実施で予想以上の効果が出ていると思うのですが、私の行っている病院は、処方箋にジェネリックは、ダメと先生の署名があります。市内でいうと、どうなんです。割合として…。



個別に薬によって先生が署名されているのか、先生がAというクリニックで出す場合にすべてそうされているのか分かりませんが、そういうことを知りたいです。署名されている場合、ジェネリック医薬品に変えたいというのは、何年もお世話になっている先生の意図があつてされていると思うと、ちょっと、遠慮がちというか…遠慮して言いにくいだけでも…とりあえずどれくらいの数の医院が、ジェネリックを拒否されているかを次回まででいいので教えていただきたい。今、分かっていたら、よろしくお願いします。

事務局

今は、ちょっとわかっておりません。

大野委員

市内には、4つの大きな病院があるのですが、ジェネリック変更不可と書いているのは、住友病院だけです。大きな病院では。

山内委員

ジェネリックの通知の件ですけれども、問い合わせは、委託業者ということなのですが、これは新居浜市が委託した業者で他の市は、他にありますか。

事務局

ジェネリック利用差額通知自体を国保連合会…各保険者と調整して最終的には、国保連合会と委託するような形になっておりますので、1本です。その業者が通知も行って、問い合わせ用のフリーダイヤルも設置しています。

山内委員

国保連合会にということですか。

事務局

はい。そうです。

会長

ほかにございませんか。

以上で質疑を終わります。

その他、協議が必要な案件は、ございませんか。

なければ、これもちまして、運営協議会を終了致します。

本日は長時間にわたり、活発なご意見・ご提言を賜り、誠にありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明し、押印します。

平成25年2月15日

新居浜市国民健康保険被保険者代表委員 岡本 美登里



新居浜市国民健康保険公益代表委員 永易 英 寿



